

令和8年度 熊本県保育士修学資金 募集要領

保育士修学資金は、保育士養成学校に在学し、保育士資格を目指す方に対し、修学のための資金を無利子で貸し付ける制度です。

◆貸付対象者◆

令和8年度に養成学校に在学している方

◆申請期間◆

令和8年4月1日(水)～令和8年5月15日(金) 当日消印有効

◆申請方法◆

養成学校を通じての申請となります。申請書類一式を学校の担当窓口に提出してください。
(※養成学校によって申請方法や期間は異なりますので、必ず在学する学校へ期限等をご確認ください。)

※学生の方へ

貸付けを希望される方は、募集要領の内容を十分お読みになったうえで申請してください。

※養成学校のご担当者様へ

申請される学生の方への十分なお説明・ご指導をお願いいたします。

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
熊本県福祉人材・研修センター 修学資金担当

熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4F

TEL : 096-322-8077 (平日9:00～17:00)

FAX : 096-324-5464

URL : <http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>

目次

1	保育士修学資金貸付制度について	3
2	貸付の内容	4
3	返還について	5
4	申請について	6
5	その他注意事項	7
6	貸付決定後の手続き	8
7	返還猶予または返還免除を受けることができる従事先施設	9
8	保育士修学資金実施要綱	10

1 保育士修学資金貸付制度について

修学資金を希望する学生の方へ

下記内容及び貸付けの内容等を十分お読みになったうえで、申請を希望される方は、「4.申請について」をお読みください。

【概要】

保育士修学資金は、保育士養成学校に在学して保育士資格を取得し、卒業後、熊本県内の保育所等に従事する意思のある方に対し、修学のための資金の貸付けを行う制度です。

この貸付金は、養成学校を卒業後、保育士として熊本県内の保育所等で原則5年間継続して従事した場合、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

【大事なポイント】

○修学資金は貸付制度（借りるもの）です。

お金がもらえる制度ではありません。原則、返還（＝返済）していただくものです。

ただし、一定の要件を満たした場合に限り、返還が全額免除されます。

要件については、P4の「返還免除」をご覧ください。

修学資金を借りるのは申請者ご自身です。「借りる」という自覚を持って申請してください。

○連帯保証人が必要です。

修学資金の貸付けを受けるには、成人、未成年にかかわらず連帯保証人が最低1名必要となります。

未成年は単独で貸付けを受けることはできませんので、未成年が貸付けを申請する場合は、必ず法定代理人（親権者・後見人）の同意が必要であり、かつ法定代理人を連帯保証人としてください。

ただし、法定代理人が連帯保証人の要件を満たさない場合は、別にもう1名、要件を満たす連帯保証人を設定する必要があります。

連帯保証人は借受人と同じ債務を負います。もし、借受人が返還を怠った場合は、連帯保証人に即時全額返還していただきます。連帯保証人を依頼する方には、この内容を詳しく説明してください。

○貸付けには審査があります。

貸付申請者に対し、厳正な審査を行います。審査結果によっては貸付けができない場合もありますので、ご了承ください。

○養成学校の推薦が必要です。

申請は、在学している養成学校にて書類を取りまとめます。養成学校の推薦も必要となりますので、学校の申込期限を確認のうえ、余裕をもって学校の担当窓口申請してください。

○入学前に修学資金は振り込まれません。

修学資金は、養成学校入学後に学校を通じて熊本県社会福祉協議会（以下、県社協という。）への申請ができます。

審査の結果、貸付けが決定した方のみ、県社協と契約手続きを行った後に修学資金が振り込まれます。

2 貸付の内容

貸付対象者：下記①～⑦の要件をすべて満たす方

- ① 令和8年度に養成学校(※)に在学している方
※専修学校一般課程や各種学校などの学校又は学校教育法に規定する学校以外は除く。
- ② 養成学校を卒業後、熊本県内の保育所等で従事する意思のある方
- ③ 原則として熊本県内に住民登録をしている方
- ④ 「優秀な学生である」と在学する養成学校長が推薦する方
- ⑤ 修学に際し、家庭の経済状況等から真に貸付けが必要と認められる方
- ⑥ 熊本県以外の都道府県等から修学資金の貸付けを受けていない方
- ⑦ 国庫補助が含まれる他の貸付けや給付制度を利用していない方

【令和7年度新設】 就職準備金のみ借りる場合

貸付対象者：最終学年であって、上記①～⑦の要件を全て満たし、月額貸付を受けていない方

貸付期間：2年間

正規の修学期間が2年を超える養成学校に在学している方は、申請年次に応じて、2年次申請は2・3年次分(2年間)、3年次申請は3・4年次分(2年間)、4年次申請は4年次分(1年間)の申請ができます。

貸付額：月額 50,000円以内

就職準備金 200,000円以内（申請年度の2年目後期に送金）

入学準備金 200,000円以内（生活費加算の対象者のみ申請可）

生活費加算 生活保護受給世帯もしくは市町村民税の課税されていない世帯（非課税世帯）に属する方は下記に定める加算額の借入れを申請することができます。

ただし、入学により令和8年4月1日以降、生活保護の適用を受けない方、または令和7年度の所得課税証明書等が非課税の世帯に属する方に限ります。

令和8年4月1日現在（単位：円）

年齢	熊本県 級地区分		
	2級地-1	2級地-2	3級地-2
	熊本市	荒尾市	それ以外
18～64	43,640	41,760	38,950
65～74	43,200	41,350	38,560
75歳以上	37,100	35,500	33,100

利 子：無利子

返還猶予：下記①～④のいずれかに該当する場合は、申請により返還が猶予されます。

- ① 養成学校を卒業後、熊本県内で返還免除対象業務（P9参照）に従事しているとき。
- ② 貸付契約を解除された後も、引き続き当該養成学校に在学している期間。
- ③ 貸付決定時に在学していた研修施設を卒業後、引き続き他種の養成施設等に在学している期間。
- ④ 災害・疾病・負傷その他やむを得ない事由（出産・育児等も含む）のため休職または離職する期間。

返還免除：下記①～⑤のすべてに該当する場合は、申請により返還が免除されます。

- ① 養成学校等を卒業した日から1年以内に保育士登録を行うこと。
- ② 熊本県内の保育所等に保育士として就職すること。
- ③ 5年間（一部市町村では3年間。実施要綱「別表2」参照）継続して従事すること。
- ④ 返還免除対象業務（P9参照）に従事していることを毎年証明すること。
- ⑤ ③の従事期間を満了後、返還の免除申請を行うこと。

3 返還について

(1) 貸付契約の解除

借受人が下記のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になり、進級又は所定の修学期間内の卒業ができないと認められるとき。
- ④ 死亡したとき。
- ⑤ 貸付期間中に借受人が貸付契約の解除を申し出たとき。
- ⑥ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 返還

下記のいずれかに該当する場合は、貸付金を全額返還していただきます。

(返還免除や返還猶予の場合を除く。)

- ① 保育士修学資金の契約が解除されたとき。
- ② 養成学校を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録をしなかったとき。
- ③ 卒業後、熊本県内の指定された施設等において児童の保護等の業務に従事しなかったとき。
- ④ 熊本県内の指定された施設等において児童の保護等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- ⑤ 返還猶予にかかる必要書類を提出しないとき。
- ⑥ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(3) 返還の方法

下記の方法から選んでいただき、原則、返還の事由が発生した月の翌月から返還開始となります。

- ① 一括払い 支払期限は返還の事由が発生した月の翌月末までです。
- ② 月賦払い 支払期限は最長で貸付期間の2倍の期間です。

※支払期限を過ぎると残りの元金に対して延滞利子が発生します。

例) 貸付期間が2年間の方(卒業後、9月に退職による返還が決定)

【貸付内訳】 月額 50,000円 × 24月 = 1,200,000円

就職準備金 200,000円

貸付額合計 1,400,000円



- ① 一括払いの場合 10月末日までに一括で1,400,000円
- ② 月賦払いの場合 月々の返済額 29,000円～ × 48月(貸付期間の2倍)

4 申請について

① 在学している養成学校の担当窓口へ、**貸付申請書類一式**を請求してください。



② 申請に必要な下記の書類を準備してください。

- ア. 第1号様式-1 貸付申請書 又は 第1号様式-2 貸付申請書（就職準備金のみ）
- イ. 第2号様式 推薦書（※養成学校が作成するものです。）
- ウ. 第3号様式 個人情報の取り扱いについて（同意書）
- エ. 第24号様式 自己推薦書
- オ. 生計を同一にするもの（世帯員）全員の住民票
 ※発行から3か月以内のもの。
 ※「生計を同一にするもの」とは、食費、光熱費、家賃等の生活費を共有している方をいいます。（仕送りを受けている場合も含む。）
- カ. 生計を同一にするもの（世帯員）全員の所得・課税証明書
 ※所得と収入の両方が記載されたもの。源泉徴収票及び課税台帳記載事項証明書は不可。
 ※自営所得等、給与以外の所得がある場合は、確定申告書等のコピーも併せて提出する必要があります。
- キ. 連帯保証人の所得・課税証明書
 ※所得と収入の両方が記載されたもの。源泉徴収票及び課税台帳記載事項証明書は不可。
 ※世帯全員分に含まれている場合は提出不要です。

〈以下は該当者のみ〉

- ク. 生活費加算を申請する方
 - 生活保護受給世帯・・・福祉事務所長が発行する申請者の生活保護廃止証明書（成人のみ）及び意見書
 - 住民税非課税世帯・・・前年度または当該年度において市町村民税の非課税等の措置を受けたことを証明する書類
- ケ. 中高年離職者（入学時に45歳以上であり、離職して2年以内の方）
 - 公共職業安定所が発行する離職票もしくは事業所が発行する離職を証明する書類
- コ. その他、本会が必要と認める書類



③ 養成学校が定める提出期限までに、養成学校へ必要な書類を提出してください。（申請手続き完了）

◆申請手続後の流れ

- ・養成学校からまとめて県社協へ申請されます。
- ・書類の不備や不足があった場合は、養成学校を通じて申請者へ連絡し、再提出していただきます。提出期限までに再提出されない場合、受付できませんのでご注意ください。
- ・県社協にて厳正に審査を行います。結果により貸付けできない場合もあります。
- ・養成学校を通じて、申請者へ貸付けの可否通知を送付します。

5 その他注意事項

◆提出書類について

- ① 貸付申請書は、申請者がご自身で記入・捺印をしてください。
- ② 代筆は認められません。
- ③ 修正液や修正テープは使用不可です。修正する場合は、二重線の上に訂正印を押して、余白に改めて記入してください。訂正が多すぎる場合は、書き直していただくことがあります。
- ④ 黒のボールペンで丁寧に記入してください。

◆連帯保証人について

連帯保証人は、最低1名事前に準備していただく必要があります。
申請者が未成年（18歳未満）の場合は、連帯保証人は法定代理人（親権者・後見人）とします。

【連帯保証人の要件】

- ① 日本在住であり、独立して生計を営む成人であること。
- ② 市県民税の課税がされていること。
- ③ 申請時において、原則70歳未満であること。
- ④ 借受人に返済が生じた場合、十分な返済能力を有すると認められること。

※法定代理人（親権者）が連帯保証人の要件を満たさない場合

未成年者の法定代理人が上記の【連帯保証人の要件】を満たさない場合は、連帯保証人をさらに1名設定することで申請を行うことができます。

◆他の奨学金との併給を希望する場合

修学のために必要な範囲であれば他の奨学金との併給ができますが、財源に国庫補助が含まれるものや、本修学資金と同様の目的を持つもの等、併給できない貸付金もありますので、ご注意ください。
詳しくは、県社協福祉人材・研修センターまでお問い合わせください。

【併給が可能なもの】

- ・日本学生支援機構貸与型奨学金
- ・あしなが育英会奨学金
- ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付
- ・高等職業訓練促進給付金 など

【併給ができないもの】

- ・他の修学資金貸付制度
- ・生活福祉資金貸付制度
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付
- ・熊本県育英資金
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 など

※日本学生支援機構「高等教育の修学支援新制度」との併給について

「授業料等減免」および「給付型奨学金」の支給を受ける場合は、下記の取り扱いとなります。

		保育士修学資金貸付制度			
		修学資金	入学準備金	就職準備金	生活費加算
高等教育の 修学支援新制度	授業料等減免	△（差額支給）	△（差額支給）	—	—
	給付型奨学金	—	—	○（併用可）	×（併用不可）

「高等教育の修学支援新制度」を優先して適用するため、授業料等減免の金額決定後に修学資金の貸付けを行います。そのため通常より送金に時間がかかります。

6 貸付決定後の手続き

貸付決定後から返還免除に至るまでの流れを説明します。どの手続きにも書類の提出が必須となります。書類未提出の場合や状況によっては、貸付金を返還していただく場合もありますので、ご注意ください。

<p>貸付決定</p>	<p>貸付けの可否は、養成学校を經由して申請者に通知します。</p> <p>① 貸付決定の場合：貸付決定通知書と借用証書を送付 ② 貸付不承認の場合：貸付不承認決定通知書を送付</p>
<p>契 約</p>	<p>貸付決定者は以下の書類を、養成学校を通して県社協へ提出してください。</p> <p>① 保育士修学資金借用証書 ② 借受人の印鑑登録証明書（借受人が未成年の場合は不要） ③ 連帯保証人・法定代理人の印鑑登録証明書 ※連帯保証人と法定代理人が同一の場合は1枚で可 ※法定代理人が両親の場合は、父母それぞれのものが必要です。 ④ 振込口座申出書(借受人本人口座) ⑤ 通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義等が確認できるもの） ⑥ 返還計画書 ※返還となった場合に使用するため、予め提出していただきます。</p> <p>【提出書類の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実印の捺印：丁寧にはつきりと捺印してください。不鮮明の場合は再提出となります。 ・収入印紙：貼付け・割り印を行うこと。収入印紙は1枚が望ましい。 <p>※ 提出書類は、ご自身の控えとしてコピーを保管してください。</p>
<p>資金の振込</p>	<p>振込口座申出書に記載された口座へ送金します。</p> <p>借用証書等の提出後、養成学校ごとにまとめて貸付金を送金します。書類に不備がある場合は、その分送金が遅れますのでご注意ください。（特に「高等教育の修学支援新制度」と併給される方は手続きに時間がかかります。） 入学準備金対象者は初回振込時、就職準備金対象者は最終回振込時に併せて送金します。</p> <p>※初回は手続きが整い次第、順次行います。以降、4月に前期分、10月に後期分を6か月分ずつ送金します。</p> <p>例) 初回振込 借用証書の提出締切後、概ね3週間程度 修学資金（4月～9月分）：50,000円×6月分＝300,000円 入学準備金：200,000円 合計500,000円振込</p>
<p>卒業・就職</p>	<p>養成学校を卒業後、熊本県内において児童の保護業務に就いた場合には、申請により、貸付金の返還を猶予することができます。必ず申請を行ってください。</p> <p>※卒業後、下記書類を速やかに県社協へ提出してください。（状況に応じて提出書類が異なります。） ① 返還猶予申請書 ② 業務従事先届 ③ 卒業届 ④ 保育士証の写し</p> <p>※返還免除となるまで、毎年4月に必ず下記書類を提出していただく必要があります。 ① 現況報告書</p>
<p>返還免除</p>	<p>継続して5年間熊本県内において当該業務に従事した場合には、貸付金の返還免除の申請ができます。（※過疎地勤務及び中高年離職者の場合は3年間）</p> <p>※下記書類を速やかに県社協へ提出してください。 ① 返還免除申請書 ② 5年分（または3年分）の業務従事期間証明書</p>

7 返還猶予または返還免除を受けることができる従事先施設

従事先が下記に当てはまるかご確認ください。

返還免除対象業務に該当するか不明な場合は、県社協福祉人材・研修センターまでお問い合わせください。

区域	法令・通知等	施設等種別	
全国		国立児童自立支援施設、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設	
		肢体不自由児施設「整肢療護園」 重度心身障害施設「むらさき愛育園」	
児童福祉法	第6条2の2第2項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設	
	第6条2の2第4項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設	
	第7条	保育所、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	
	第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設	
	第18条の6	指定保育士養成施設	
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの	ア 第59条の2の規定により届出をした施設 イ アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ 雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務または同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設	
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって同法第34条の15第1項の事業及び同条第2項の認可を受けたもの	家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業	
	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業	
	第6条の3第2項に規定され、第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業	
	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業	
	第6条の3第23項に規定され、第34条の15第1項の規定により、市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	乳児等通園支援事業	
	学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
			認定こども園に移行を予定している幼稚園
	就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業		「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を実施する施設	